

2023年9月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド リ ー ム ・ ア ー ツ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 孝 昭
(コード番号：4811 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 牧 山 公 彦
(TEL 03-5475-2501)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年9月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 220,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2023年10月10日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2023年10月26日(木曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年10月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2023年10月19日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2023年10月20日(金曜日)から
2023年10月25日(水曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2023年10月27日(金曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 本店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	572,100株
(2) 売出人及び売出株式数	東京都世田谷区 山本 孝昭	200,000株
	広島県広島市南区 前川 賢治	60,000株
	広島県広島市西区 妹尾 芳隆	58,000株
	東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号 日宝恵比寿ビル403号 芸夢YAMAMOTO株式会社	55,000株
	東京都港区 柴田 裕之	40,000株
	東京都世田谷区 西岡 郁夫	24,000株
	東京都品川区 今村 文哉	20,000株
	東京都港区南青山五丁目4番6号 KIZUNAパートナーズ株式会社	20,000株
	神奈川県横浜市栄区 堀 謙之	20,000株
	神奈川県鎌倉市 高橋 俊之	16,000株
	千葉県松戸市 大西 範幸	13,000株
	東京都江東区 松本 由美子	11,000株
	東京都千代田区 太田 至映	8,000株
	東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号 日宝恵比寿ビル403号 芸夢前川株式会社	5,000株
	兵庫県芦屋市 黒田 國男	4,000株
	千葉県松戸市 白石 麻里	4,000株
	東京都江東区 松岡 秀紀	4,000株
	東京都町田市 菅原 忠雄	4,000株
	千葉県浦安市 林 亨	3,200株
	東京都江東区 松本 敏文	1,600株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- | | | |
|--|------------|------|
| | 東京都世田谷区 | |
| | 村井 純 | 800株 |
| | 米国カリフォルニア州 | |
| | 岩谷 哲彦 | 500株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、三菱UFJ
モルガン・スタンレー証券株式会社、東海東京証券株式会社、株式会社
SBI証券及びSMB C日興証券株式会社を引受人として、全株式を引
受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにお
ける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金と
する。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株
式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 118,800株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、また
は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需
要状況を勘案した上で、2023年10月19日（発行価格等決定日）に決定さ
れる。）
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株
式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する
行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並
びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお
願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 220,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 572,100株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限118,800株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2023年10月12日(木曜日)から
2023年10月18日(水曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2023年10月19日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2023年10月20日(金曜日)から
2023年10月25日(水曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2023年10月26日(木曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2023年10月27日(金曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が118,800株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である前川賢治（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、118,800株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2023年11月24日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2023年10月27日（上場日）から2023年11月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,834,600株
公募による新株式発行による増加株式数	220,000株
公募後の発行済株式総数	4,054,600株

3. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 525,384 千円（※）については、運転資金として①顧客基盤拡大のための販売促進費及び設備投資資金として②製品開発資金に充当する予定であります。具体的な内容は、以下の通りであります。

① 顧客基盤拡大のための販売促進費

当社におきましては、顧客基盤拡大のため、Web マーケティング（リスティング広告、SNS 広告、Web メディアへの掲載等）及びイベントマーケティング（自社主催のオンラインイベント開催、他社主催の展示会への出展等）を積極的に実施しております。新規顧客の大半は、これらのマーケティング施策を通じて獲得しており、更なる顧客基盤拡大を図るための 2024 年 12 月期の販売促進費として 150,000 千円を充当する予定であります。

② 製品開発資金

当社の主力製品である SmartDB®は、大企業向けに特化した機能的網羅性を有しておりますが、更なる競争優位性を確保するためには継続的な開発投資が欠かせません。特にミッションクリティカルな基幹システム周辺の領域で活用されるケースが増加しており、大量のデータトランザクションに耐え得るためのパフォーマンスの向上や、セキュリティへの高度な対応が必要となります。また、他社製品との連携を円滑に行うための API の拡充や、パートナー制度確立に向けた SDK（Software Development Kit）の整備を進める等、顧客を支えるパートナーの拡充に向けた機能開発及び環境整備を図るための開発資金として 300,000 千円（2024 年 12 月期 150,000 千円、2025 年 12 月期 150,000 千円）を充当する予定であります。

上記以外の残額は、2025 年 12 月期以降の販売促進費に充当する予定であります。

なお、各々の具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,660 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、業績の推移や経営環境、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを考慮しながら、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。

また、剰余金の配当を行う場合、年 1 回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年 6 月 30 日を基準日として、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

（2）内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした人材確保及び広告宣伝活動に対する投資や財務体質の強化及び事業拡大のための原資として有効に活用する予定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、現在、当社は成長過程にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していく事が株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このため、当社設立以来配当は実施しておらず内部留保の確保を優先しており、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	△1,041.88円	△21.16円	33.81円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	－	－	17.0%
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。2020年12月期及び2021年12月期の自己資本当期利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 当社は、2023年5月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

6. 当社は、2023年5月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上市申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2020年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2020年12月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	△5.20円	△21.16円	33.81円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である前川賢治、売出人である山本孝昭、芸夢 YAMAMOTO 株式会社、芸夢前川株式会社、妹尾芳隆、今村文哉、KIZUNA パートナーズ株式会社、堀謙之、松本由美子、黒田國男、白石麻里、松岡秀紀、林亨及び岩谷哲彦並びに当社株主（新株予約権の保有者を含む。）である牧山公彦、金井正義、コタエル信託株式会社、株式会社ブイ・シー・エヌ、NTT ファイナンス株式会社、石田健亮、吉村厚司、野澤二三朝、鈴木寛、ハンスブラウアー、本木一偉、安達尊彦、高橋人也、垣内廉史、株式会社ケイズアイ、稲葉智成、遠藤功、椎野毅、宮永博史、栗木楽、増本大介、野崎智裕、山下竜大、岩尾俊兵、玉村藍子、久保允誉、菅谷まなみ、宮入正幸、村瀬健太郎、白東強、岡部順子及び上田健は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2024 年 4 月 23 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式のみずほ証券株式会社が取得することを除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。